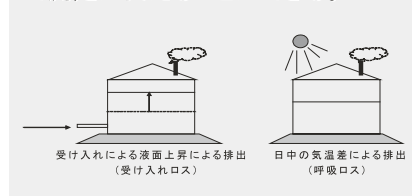


(3)フレアスタックにより排出ガスを処理している場合の測定

フレアスタック(グランドフレアを含む。)により排出ガスを燃焼処理している場合には、前述による測定が不可能であるため、測定は不要とする。

(4)固定屋根式貯蔵タンクの場合の測定

固定屋根式貯蔵タンク(排出ガス処理装置を設置しているものを除く。)にあつては、災害防止のため、計算により求めた排出ガス濃度をもって測定に代えることができる。



5. 今後の課題

今後の課題

1. 新規の測定技術の開発状況に絶えず留意し、これの有効性を検証する必要がある。有効性が認められた場合には、今回提案した公定法に追加し、又は修正することが必要である。
2. 事業者における自主的取組を促すため、使用するVOCの種類が明らかである場合の日常的な測定等については、簡易な測定方法も採用できるようにすることを検討する必要がある。
3. 一般大気中のVOCの測定方法については、現在、JIS B 7956(大気中の炭化水素自動計測器)の中で示されているが、計測器の使用実態や問題点を把握し、必要に応じて改善を図ることが適当である。

